

ドイツ第二帝政期のエルザス自治運動（一）

Die Autonomiebewegung im Elsaß im deutschen Kaiserreich

加 来 浩*

Kaku Hiroshi

（1989. 7. 20. 受理）

目 次

はじめに

1. 併合後の抗議運動 1870—1879年
2. 1879年の「憲法」（以上本号）
3. 自治要求の高まり
4. 州議会法制定後 1911—1918年
おわりに（以上次号）

論 文 要 旨

1870/71年の独仏戦争の結果、ドイツ帝国（第二帝政）が成立し、ドイツ統一が達成されたが、それと同時にフランスからドイツにエルザスとロートリンゲンという二つの地方が割譲された。この領土割譲は国際的にはドイツとフランスの対立を、国内的には政府と住民の緊張関係を恒久化させた。ドイツとフランスという両民族にはさまれたこの地の住民は最初ドイツへの併合に抗議し、後にドイツ国家内での自治を求めた。しかしドイツ政府の政策の一定程度の肯定的な側面と自治要求に対するある程度の譲歩にもかかわらず、第二帝政が持つ構造的な問題点のゆえに、ついにエルザス・ローリンゲンはドイツに完全に統合されることはなかった。

はじめに

エルザス Elsaß は、ロートリンゲン Lothringen、ザール Saarland と並んで、ドイツ・フランスというヨーロッパの2つの大国間でたびたびその帰属が争われ、戦争のたびに支配国が変わった地域として知られている。わが国では、戦争中に愛国意識を高めるべく国語教育の教材とされたドーデ『最後の授業』¹⁾の場面、あるいはマルクスが『フランスの内乱』²⁾の中でエルザス・ロートリンゲンの併合に反対したことがよく知られ、いずれも1870年の独仏戦争（普仏戦争）におけるドイツの勝利で、この両地方がフランスから切り離され、ドイツに併合された際に、それが住民の意に反して行われたことが強調されている。そして1918年1月のアメリカ大統領ウィルソンがいわゆる14ヶ条の中で、この併合を不正だと認定し、第一次大戦後フランスに返還されたことで、この問題は最終的に決着したかに見える。つまりフランスの不可分の一部であるエルザス・ロートリンゲンが戦争の結果、暴力的に祖国フランスから切り離されたというのが、広く承認された解釈となっている。従って1870年から約半世紀に渡るドイツ支配は「他民族支配」であり、それはエルザス・ロートリンゲン住民にとって暗黒時代であるということになる。しかし、実際には事情はそう単純でない。というのは、エルザスとロートリンゲンは言語的・文化的にドイツのないゲルマン的でありながら、政治的帰属意識はフランスであるという複雑な事情があるからである。³⁾

本稿では、ドイツ第二帝政（1871—1918）と全く時期を同じくするドイツのエルザス・ロートリンゲン支

*弘前大学教育学部社会科学科教室

Department of Social Studies, Faculty of Education, Hirosaki University

配の時代を見ることによって Nation (国民, 民族) の意味を考察しようとするものである。そのために, エルザスの自治運動を取り上げることにする。普通自治運動というところ、ある複数民族国家内の少数民族が、多数民族とは異なる独自の民族的特性 (言語, 宗教, 生活習慣等) の保持を要求するものであるが、ドイツ第二帝政期のエルザスの自治運動の場合は、あくまでも主権国家の連合体としてのドイツ国内で、他の邦国と同様に独立の主権を持った邦国 Land としての地位を要求しようとするものであり、その点で特殊である。彼らの主張の検討・分析を通じて、上述の問題に接近しようと思う。

最後に本稿の扱う問題についての研究史について触れておく。第二帝政期のエルザス・ロートリンゲンに関しては当然のことながらドイツ・フランスで盛んに研究が行われている。フランスの研究では一貫してこの地方のフランス的性格、そして住民がドイツへの併合にもかかわらず、フランスへの帰属意識を保持したことが強調され、フランスへの復帰の正当性が主張される⁴⁾。一方、ドイツにおいては総じてドイツの政策の比較的リベラルな部分を指摘する傾向がある。ヴェーデル総督の時代を取り上げたヒエリーの研究は、その典型といえる。しかし弁明的な立場とは距離を置いた、ヴェーラーのようなドイツ支配の時代の様々な矛盾を第二帝政の本質と結び付けて論ずる者もいる。上述の2つのフランス・ドイツの主流の見解と一線を画すのが、エルザスの自治主義者による研究である⁷⁾。これはドイツによる併合とその後のドイツの政策の批判という点ではフランスの主流の見解と同じであるが、同時にドイツ支配の「光と陰の部分」を公平に見るといふ立場を取る。そして「エルザス・ロートリンゲンをエルザス・ロートリンゲン人の手に」というスローガンを掲げてドイツ帝国の枠内での自治権の獲得のために戦った自治派の運動を高く評価する。

我が国では最近宇京頼三・早苗両氏による論文、訳書が相次いで出版されている⁸⁾。

1) 『最後の授業』(『月曜物語』[桜田佐訳, 岩波文庫]所収)のアメル先生の言葉については、田中克彦『ことばと国家』(岩波新書, 1981年)はそれを日本の朝鮮における「創氏改名」などの「皇民化政策」に比喩している。

2) 正しくは「独仏戦争に関する(国際労働者協会)総務委員会の第二の声明(1870年9月9日)。マルクスがエルザス・ロートリンゲンの併合に反対したのは、住民の民族自決権を擁護するためというより、むしろプロイセン軍国主義の強化と独仏関係の悪化を警戒したからである。

3) ドイツ政府は第二帝政期に言語調査(母語調査)を4回(1878年, 1900年, 1905年, 1910年)実施しているが、それによれば第1次大戦前の1910年では上エルザスで93.0%, 下エルザスで95.8%, ロートリンゲンで73.5%の住民が母語をドイツ語だと申告している。この数はフランス時代になってもそれほど変化していない。参照, *Das Elsaß 1870—1932*, Band 4, Colmar 1938, S. 198 (ドイツ時代), S. 199 (フランス時代の1926年と1931年)。

4) フランスの文献については、以下のヴェーラーの論文(注6)に詳細に紹介されているので参照。

5) Hermann Hiery, Zwischen Scylla und Charybdis, in: *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins*, Band 134, 1986, S. 299—328.

6) Hans-Ulrich Wehler, Elsaß-Lothringen von 1870 bis 1918. Das “Reichsland” als politisch-staatsrechtliches Problem des Zweiten deutschen Kaiserreichs, *ebenda*, Band 109, 1961.

7) *Das Elsaß von 1870—1932*, 4 Bde., Colmar 1936 u. 1938.

8) 宇京頼三『アルザス学事始』(『人文論叢』(三重大学)第4号, 1987年; オッフエ, 宇京頼三訳『アルザス文化論』(みすず書房, 1988年); アサー, 宇京早苗訳『アルザスのユダヤ人』(平凡社, 1988年); ローレス, 宇京頼三訳『フランスの中のドイツ人』(未来社, 1989年)

1. 併合後の抗議運動 1870—1879年

1. 1870年以前の前史

1) 1648年以前のドイツ時代

1870年以前のエルザス(フランス語ではアルザス Alsace)の歴史は1648年、即ち30年戦争後のヴェストファーレン条約を画期に二分される¹⁾。

この地の先住民族は、他の西ヨーロッパ地域と同様、ケルト人であった。ローマによるガリアの征服とともに、ライン川左岸のこの地域はローマの版図となる。その後、「諸民族の移動」により、紀元後5世紀にはゲルマン化された。その場合、ゲルマン族とは、アレマン族とフランク族である。前者が先に定住したが、後に後者によって征服された。以来ヴォージュ山脈とライン川に挟まれたこの地では、アレマン語とフランク語というゲルマン語（ドイツ語の方言）が話されることになった。この時形成された言語境界線（ゲルマン語とロマンス語、ないしドイツ語とフランス語）は1500年後の現在に至るまで基本的に変わっていない。

西ヨーロッパを統一したカール大帝の死後、エルザス・ロートリンゲンは最初皇帝ロタールの国に属し（843年ヴェルダン条約）、ロタールの死後870年のメルセン条約により、東フランク（ドイツ王国）に属し、その後、「ドイツ民族の神聖ローマ帝国」に属した。ドイツ時代は17世紀の30年戦争（1618—1648年）まで続いた。

中世においては、Straßburg (Strasbourg), Colmar, Mülhausen (Mulhouse), Metz 等主要都市は「自由帝国都市」として自治権を持ち、皇帝の専制に対して共同で戦った。例えばエルザスの「10都市同盟」(Colmar, Hagenau, Kaysersberg, Mülhausen, Münster, Oberehnheim, Rosheim, Schlettstadt, Türkheim, Weißenburg) が知られている。近代エルザスにおける自治運動は自らの起源をこの中世都市の自治権闘争に求めている。

ルネサンス期のエルザスは多数の傑出した人物を出した。活版印刷術を発明したとされるグーテンベルクもシュトラスブルクで構想を練ったと言われている。オッフエによればエルザスの歴史で最も輝かしい時代がこの時代である。

しかし宗教改革とそれに続く宗教戦争の始まりとともに、「神聖ローマ帝国」の国家的統制力は弱まりつつあった。宗教改革ではシュトラスブルクは町全体が新教に移行した。1538年ジュネーヴを迫られたカルヴァンはここに2年間亡命している。同じ頃、フランスの東方への膨張が始まった。国王アンリ2世の時、帝国都市メッツ・ヴェルダン・トゥールがフランス領となった。（1648年のヴェストファーレン条約で正式に承認）

そしてエルザスにとって運命的な30年戦争の結果、シュトラスブルクを除くほとんどのエルザスがフランスに併合された。（1648年のヴェストファーレン条約）自由都市シュトラスブルクも1681年、フランスに包囲され、ついに降伏した。エルザスはドイツから初めて切り離され、フランス支配が始まった。ロートリンゲンは1766年にフランスに併合された。

1) エルザスはロートリンゲン（フランス語ではロレーヌ Lorraine）と合わせて「エルザス・ロートリンゲン」と一括して表記されることが多いが、この両地方が行政的統一を成したのは、1870年—1918年のドイツ時代のみである。それ以前及びそれ以後のフランス時代は、上ライン、下ライン、モーゼルの三県 département（ドイツ時代の上・下エルザス、ロートリンゲン県 Bezirk に対応）に区分されていた。1940年にこの地がナチスによって再びドイツに併合された時、エルザスはバーデン大管区に、ロートリンゲンはザール・プファルツ大管区（後ヴェストマルク大管区）に別々に併合された。ナチス支配の時代については、Lothar Kettenacker, *Nationalsozialistische Volkstumspolitik im Elsaß*, Stuttgart 1973；ロレーヌ『フランスの中のドイツ人』（原題 Jacques Lorraine, *Les Allemands en France*, Paris 1944）を参照。

2) オッフエ『アルザス文化論』（原題 Frédéric Hoffet, *Psychanalyse de l'Alsace*, Paris 1951）の訳者宇京頼三氏による解説260—267頁；宇京頼三「アルザス学事始」；Eugène Philipps, *Schicksal Elsaß. Krise einer Kultur und einer Sprache*, Karlsruhe 1980, (原題 *L'Alsace face à son destin. La crise d'identité*, Strasbourg 1978)；“Die deutsche und die französische Sprache im Elsaß”, in: *Das Elsaß von 1870—1932*, Band 3, S. 37—97.

3) もちろん、第二次大戦後40年以上経過した今では、アルザス・ロレーヌにおけるフランス語の優位、ドイツ語（ないしエルザス・ドイツ語）の後退は顕著な事実であり、その消滅の危険性を深刻に危惧し、その国家による承認を求める声は1960年代末より強くなった。1981年社会党のミッテランの大統領当選により、小学校におけるドイツ語教育は戦後40年近くたってようやく復活した。参照、宇京頼三、前掲書、251—252頁、262頁；田中克彦、前掲書、127—128頁；方言と標準ドイツ語の公認を求める「詩人・作家・作曲家・文化

創造者の声明」(1980年1月3日), in: Eugène Philipps, *Zeitgenosse Elsässer*, Karlsruhe 1987, S. 145. (原題 *Le défi alsacien*, Strasbourg 1982)

4) “Autonomismus und autonomistische Parteien”, in: *Das Elsass von 1870—1932*, Band 2, S. 122 f.

5) オッフエ, 前掲書, 12頁。

2) フランス時代 1648—1870年

オッフエが言うように、フランスによる併合がエルザスの一般の民衆にとって果して幸福な出来事であったかどうかは疑問である¹⁾。宗教面では、この地方は再びカトリックに改宗させられた。新教徒は迫害された。ドイツ時代に自治権を獲得していた帝国都市の住民は自治権を奪われることを心配した。しかし、全体としてフランス絶対王政は同化政策を取らなかった。1789年の革命に至るまで、エルザスは「外国」として取り扱われていた。経済的にはフランスの関税地域外に置かれ、むしろライン対岸のドイツや、オランダ・スイスと結びついていたし、法令・法律はドイツ語に翻訳され、官庁用語・裁判用語でもドイツ語の使用が認められていた。社会の上層ではフランス語が使われたと言え、文化的には依然ドイツ語文化圏に属していたといえよう。加えてルイ14世の治世がこの地方にもたらしたある程度の物質的繁栄により、住民はフランス支配を受容した²⁾。

状況が変わったのは革命以後である。革命は社会のすべての階級・階層をとらえた。当初革命を支持したのは、絶対王政から迫害を受けた新教徒と、「自由・平等・友愛」の理念に共感した都市の上層市民だけであった。しかし後になって、土地改革によって土地を手にした農民大衆がこれに加わった。特に干渉戦争の開始とともに、民族問題が社会問題と結合した。フランスの敗北は革命で手にした土地の喪失を意味した。エルザスは、革命期及びそれに続くナポレオン時代に多くの著名な軍人をフランス国家に提供した。(Kléber, Kellermann, Rapp 等) フランス国歌「ラ・マルセイエーズ」はエルザスの義勇軍で歌われた曲を基礎にしている。エルザスは革命への積極的参加により、自らをフランス国民 Nation の一員であると意識するようになったと言われている³⁾。

但し、革命期のすべての政策が支持されたわけではない。例えば言語問題において、「単一不可分の共和国」という理念を強調したジャコバン支配の時代に、極端な中央集権主義が取られた。エルザスではドイツ語の使用が禁じられた。しかし、公文書でのフランス語以外の言語の使用を禁止した1794年7月24日の国民公会令は「テルミドール反動」後廃止された。ナポレオンの時代の言語政策は全体として寛容だった⁴⁾。

エルザスは革命期にフランス国家に堅く統合された。革命初期にはまだドイツへの復帰を求める声が存在したが(1793年末には約2万のエルザス住民が撤退するドイツ軍とともにライン川を越えてドイツに亡命する事件が起こっていた)、1814/15年のウィーン会議の頃にはそのような声はただの一つもなかった。このようにエルザスがフランス革命を通じて初めてフランス国家と緊密に統合されたことは、いくら強調してもし過ぎることはない。革命に続く王政復古、7月王政、第2共和制、第2帝政の時期においても、個々に同化政策が取られたことはあっても、全体としてエルザスの特殊性を考慮した政策が取られた。従って、1870/71年の独仏戦争の時、エルザスの住民はドイツ語を初めとするゲルマンの特性は保持したまま、政治的・国家的帰属意識はフランスであるという歴史上極めて例外的な珍しい現象が生まれていた。わずか200年のフランス支配はそれ以前の1000年以上のドイツ支配と同程度の刻印をエルザスに与えたことになる⁵⁾。

1) オッフエ, 前掲書, 14頁。

2) Rudolf Buchner, “Die elsässische Frage und deutsch-französische Verhältnis im 19. Jahrhundert”, in: *Ein Leben aus freier Mitte. Festschrift für Ulrich Noack*, Göttingen 1961, S. 57—109; オッフエ, 前掲書, 14—15頁。

3) Buchner, S. 58—60.

4) フランス革命期の言語政策については、Buchner, S. 60—71; 田中克彦, 前掲書, 77—105頁。

5) Buchner, S. 72 ff.; オッフエ, 15—16頁。

2. 併合

1870/71年の独仏戦争は、ドイツの側から見ればドイツ国民国家の樹立のための統一戦争であり、統一を妨害する皇帝ナポレオン3世治下のフランス第二帝政との戦争は正義の戦争であった。¹⁾ マルクスを中心とする国際労働者協会(第一インタナショナル)は最初この戦争をドイツにとっての防衛戦争であると評価した。²⁾ところがナポレオン3世自身がセダンで捕虜となり、第二帝政が崩壊した後も、ビスマルクは戦争を続け、エルザスのほぼ全城とロートリンゲンのドイツ語部分(東半分、フランスのモーゼル県に相当)の併合を要求し始めた時、マルクスは戦争の性格が征服戦争に転化したと評価を変えた。つまり、エルザス・ロートリンゲンの問題が独仏戦争の大きな争点となって来たのである。戦争は結局1870年12月末に始まるドイツ軍によるパリ総攻撃の後、1871年1月26日に休戦が成立した。その直前の1月18日に、ヴェルサイユ宮殿の「鏡の間」でドイツ帝国の成立が宣言されたことは周知の通りである。

ドイツ国内では開戦後直ちに、軍部のみならず一般の国民も200年前に失われた領土の「奪還」を熱狂的に要求した。トライチュケを初めとする多数の著名な歴史家が、エルザス・ロートリンゲンの併合が言語・人種・歴史・文化の面から正当であることを主張した。³⁾これに関して、Nation(国民、民族)の概念について独仏の神学者であるシュトラウス David Friedrich Strauß とルナン Ernest Renan 間で論争が行われた。この論争は結局のところ Nation というものが個人の意志とはある程度独立して存在する、言語・人種・文化を共有する集団であるのか(いわゆる Kulturnation 論)、あるいは共通の歴史的過去を基礎とする個人の意識的共同体であるのか(いわゆる Staatsnation 論)⁴⁾をめぐるものであった。

戦争とそれに伴う愛国主義的熱狂の中でドイツ国民の大多数はエルザス・ロートリンゲンの併合を支持した。併合の不当さを主張し、それがもたらす危険について認識にしていたのは、1869年に結成されたばかりのドイツ社会民主労働者党(いわゆるアイゼナハ派)と一部の人々のみであった。同党中央委員会は1870年9月5日に次のような声明をだした。

「我々はエルザス・ロートリンゲンの併合に抗議する。我々はドイツ労働者階級の名において語っている。フランスとドイツの共通の利益のため、平和と自由のため、東方の野蛮から西洋の文明を守るため、ドイツの労働者はエルザス・ロートリンゲンの併合を容認しないだろう」⁵⁾

社会主義者以外では、リベラルとして知られる『フランクフルト新聞』Frankfurter Zeitung が併合に反対した。その主な論拠は併合によって正義の防衛戦争が征服戦争に変質するという点であり、この点でマルクスの主張と一致するが、ここではエルザス・ロートリンゲンの住民が併合を望んでないことが暗黙の内に了解されていた。併合に反対する人々の懸念・予言は的中したが、戦勝に沸き立つ国民大衆のナショナリズムを抑えることはできなかった。⁶⁾

1871年5月10日にフランクフルトで独仏間に正式の講和条約が締結された。エルザス・ロートリンゲンの取り扱いについては、5月の帝国議会で議論された。当時考えられたのは、1)プロイセンへの併合、2)いくつかの邦国への分割、3)独立の政体の樹立であった。このうち1)のプロイセンへの併合を要求する声は当然ながら強かった。国民自由党に所属する歴史家トライチュケは5月20日に帝国議会で演説し、エルザス・ロートリンゲンを「一個の独立体」とすることに反対し、プロイセンへの併合後「プロイセン人」としての自治権を行使すればよいと述べた。⁷⁾

これに対して宰相ビスマルクは自ら「エルザスの弁護人」を任じ、プロイセンへの併合に反対した。彼は5月25日、同じく帝国議会で「この地方の住民は完全に成熟した子供であり、自分の仕事を完全に理解している。なぜこの地方に後見人を置こうとするのか私には理解できない」と述べ、いつかこの地方にフランスが与えなかった自治権を与えるだろうと約束した。しかし、この約束はついに果たされることがなかった。結局エルザス・ロートリンゲンは新しく創設されたばかりのドイツ帝国の「統合のかすがい」として利用しようとするビスマルクにより、ドイツ帝国を構成するすべての邦国の共有財産としての帝国領土 Reichsland となった。国家権力は連邦参議院 Bundesrat に代表されるドイツ諸邦に移り、皇帝が帝国の代表としてそれを行行使した。⁸⁾

1871年6月9日の統一法 Vereinigungsgesetz⁹⁾により、エルザス・ロートリンゲンの行政の組織が定められた。立法権は皇帝が連邦参議院の同意の下に行行使し、行政権は皇帝に負う帝国宰相 Reichskanzler が行使した。

最高官庁として帝国宰相府エルザス・ロートリンゲン局 *elsaß-lothringische Abteilung des Reichskanzleramtes* が設置された。(この機関は1877年1月1日をもってエルザス・ロートリンゲン庁 *Reichskanzleramt für Elsaß-Lothringen* に改組され、帝国宰相府から独立した)¹⁰⁾

一方これと並んで、1871年9月6日に州知事 *Oberpräsident* の職が設けられた。これはプロイセンの地方行政長官である。初代の州知事にはメラール *Eduard von Möller* が就任した。これにより、帝国の行政機関(皇帝、帝国宰相、エルザス・ロートリンゲン局)とプロイセンの地方行政機関(州知事)というエルザス・ロートリンゲンの行政の二重化の状態が発生した。

1871年6月9日から帝国憲法がエルザス・ロートリンゲンに適用された1874年1月1日まで、「皇帝独裁」の時代と呼ばれる。その意味するところは、皇帝の命令が唯一の立法形態であり、エルザス・ロートリンゲンは帝国議会 *Reichstag* に代表に送ることができなかったことである。皇帝は無制限・半絶対主義的な権力を行使した。これは最初は一時的な暫定措置と考えられていたが、長期間続くことになった。また、1871年12月30日の「組織法」の中に、悪名高い「独裁条項」(第10条)が盛り込まれた。これにより州知事に、「公共の安全が危機に曝された時、必要と思われるあらゆる措置を取る権限」が与えられた。ビスマルクはこれを導入するにあたって、フランス時代の法律を根拠にした。それは戒厳令施行の際に軍司令官に与えられた権限であり、治安を乱す恐れのあるとされる人物の家宅搜索・国外追放、また出版・集会の禁止を命ずることができた。これも過渡期の措置と説明されていたが、撤廃されたのは1902年になってからであった。

1) 独仏戦争については、望田幸男『ドイツ統一戦争』(教育社歴史新書、1979年)

2) 「独仏戦争に関する総務委員会の第一の声明」(1870年7月23日)

3) Wehler, S. 140 f. 併合論に関しては更に参照, Lothar Gall, “Das Problem Elsaß-Lothringen”, in: Theodor Schieder/Ernst Deuerlein (Hrsg.), *Reichsgründung 1870/71*, Stuttgart 1970, S. 366-385.; Fritz Bronner, *1870/71. Elsaß-Lothringen. Zeitgenössische Stimmen für und wider die Eingliederung in das Deutsche Reich*, Frankfurt a. M. 1970. 併合を決定したビスマルクの意図について *Historische Zeitschrift* (HZ) 誌上で1969年代に論争が行われた。この論争は、ビスマルクは世論の圧力に押され、自らの意に反してエルザス・ローリンゲンの併合の決定を行ったというヴァイマル時代以来の通説に対して疑を投げかけたリープゲンスの論文 (W. Lipgens, “Bismarck, die öffentliche Meinung und die Annexion von Elsaß und Lothringen 1870”, in: *HZ*, 199 [1964], S. 31—122) に始まった。リープゲンスによれば、ビスマルクは世論の圧力を受けたどころか、むしろ意図的に併合を要求する世論を作り出したという。これに対して、ガルの批判 (Lothar Gall, *Zur Frage der Annexion von Elsaß und Lothringen 1870*”, *ebenda*, 206 [1968], S. 265-386), リープゲンスの反論 (Lipgens, “Bismarck und die Frage der Annexion 1870. Eine Erwiderung”, *ebenda*, S. 586—617, コルブによる総括 (Eberhard Kolb, “Bismarck und das Aufkommen der Annexionsforderung 1870”, *ebenda*, 209 [1969], S. 318—356) と続いた。

4) シュトラスとルナンの論争については、Fritz Bronner, S. 143—157.

5) 「独仏戦争に関する総務委員会の第二の声明」

6) Gall, *Das Problem Elsaß-Lothringen*, S. 374; Wehler, S. 142.

7) Wehler, S. 144; *Das Elsass von 1870—1932*, Band 1, S. 106 f.

8) *Das Elsass von 1870—1932*, Band 1, S. 107.

9) *Das Elsass von 1870—1932*, Band 4. S. 264 f. [Dok. Nr. 4]

10) Wehler, S. 146 u. 151.

11) 併合後のエルザス・ロートリンゲンでは法制度が極めて複雑で混乱した。即ち、ドイツへの併合にもかかわらずフランス時代の法律は革命以前の法律も含めて依然効力を持ち、これに加えてドイツの軍政時代(1870年8月—1871年6月)の法令、ドイツの法律、州知事の政令なども有効であった。特に前近代的な法律が残っていたことは、エルザス・ロートリンゲンの住民に非常な不利益をもたらした。Wehler, S. 158.

3. 抗議

1) ボルドーの抗議声明

ドイツの併合要求に対して、1871年2月8日に講和のために選挙されたフランス国民議会のエルザス・ロートリンゲン選出議員は、2月17日、ボルドーに召集された議会において、抗議の意志表示を行った。¹⁾ この抗議声明を起草したのは南フランス人ガンベッタ Leon Gambetta であり、朗読したのは軍服を着たエルザス人ケラー Emile Keller だった。それは、エルザス・ロートリンゲンの民族自決権を要求し、フランスがエルザス・ロートリンゲン割譲を拒否し、ドイツとの戦争を再開するよう呼びかけるものであった。声明は次のように述べる。

「……領土の割譲のための講和は破滅的な休戦となるだけで、決して最終的な講和とはならないであろう。……我々エルザス・ロートリンゲン人に関する限り、我々は今日、明日、いかなる時、いかなる瞬間にも再び戦争を始める用意がある。エルザスとロートリンゲンはあらゆる割譲に抗議する。フランスはこれを譲ることはできない。ヨーロッパはこれを承認することはできない。……我々は最初からエルザスとロートリンゲンを全部であれ一部であれ外国に引き渡すあらゆる文書、あらゆる条約、あらゆる投票、住民投票を無効だと宣言する。ここに我々はエルザス・ロートリンゲン人がフランス国民の一員であり続ける不滅の権利を永遠に持つことを宣言する。そして我々の名において、また我々の子孫の名において、この権利を永遠に、あらゆる手段と方法によって、不法権力者に対して要求し続けることを誓う」¹⁾

このようなエルザスの代表の必死の訴えに対して、首相格のティエール Thiers は、議員たちに冷静さを保つよう呼びかけた。結局国民議会の決議は「ケラー氏とその同僚たちの声明を強い共感を持って聞いた国民議会は、講和交渉での我が代表の賢明さと愛国心を信頼する」と述べるに留まった。²⁾ かくて、休戦の破棄、戦争の再開を求めたケラーの要求は却下され、エルザス・ロートリンゲンの運命は決まった。

国民議会は1871年3月1日、ヴェルサイユ仮講和条約について審議した。ケラーが再び登壇した。

「……ドイツ人はあなたがたに言う。エルザスを永久に割譲する、と。私はあなたがたに宣言する。エルザスはフランスであり続けるだろう、と。……私はこの議場を去る前に、エルザス人としてフランス人として、私の目には不正であり、虚偽である講和に抗議したいと思う。もし国民議会がこの講和を承認するなら、私は正義の守護者である神に訴える。私は後世の人々に訴える。彼らが判決を下すであろう。……私は心ある人々の剣に訴える。この憎むべき講和をできるだけ早く打破せよ、と」³⁾

しかしエルザスの再度の訴えにもかかわらず、フランスの政府及び軍の指導者は戦争の再開が不可能であるとの結論に達していた。結局仮の講和条約が国民議会の多数によって承認された。エルザスとロートリンゲンの議員たちは、仮条約が承認された場合には、議場から退場することをあらかじめ決定していた。彼らは自分たちがフランスを救うために国民議会多数派によって犠牲に供されたことに深く失望した。しかしながら、この地方の住民がフランスから切り離される瞬間において、フランスに対する忠誠を表明し、自らの意に反して行われたドイツへの併合に抗議したことは記憶されるべきである。彼らにとって Nation とは、言語・文化・歴史等の先天的な共通性による共同体ではなく、共に生存しようとする自発的な意志に基づく共同体であった。この抗議と怒りは長い間この地方の政治状況を決定した。エルザス・ロートリンゲンの指導者はこの後ドイツ当局から「抗議派」Protestler と呼ばれた。

1) *Das Elsass von 1870—1932*, Band 4, S. 262—264. [Dok. Nr. 3]

2) *Ebenda*.

3) *Das Elsass von 1870—1932*, Band 1, S. 62.

2) エルザス同盟

1871年6月30日、ドイツへの併合後初めての市町村議会選挙が行われた。この選挙に際して1871年3月にガンベッタ¹⁾の発案により結成された秘密結社「エルザス同盟」Ligue d'Alsace は住民に選挙ボイコットを呼びかけた。結果は80%の有権者の棄権だった。これはドイツに対する住民の明白な不信任の表明であった。

エルザス同盟は住民にドイツの行政への参加の拒否を呼びかけた。官吏に対しては、フランスへ出国後の

相応の就職と昇進が約束されたので、ドイツの官吏となる者は少なかった。市町村長のみが全員その職に留まった。中等学校と大学の教員はごく一部、小学校の教員は約半数がドイツに留まったといわれている。その結果大量の官吏がドイツ国内から流入した。1872年末には官吏に占める地元出身者の割合は26%に過ぎず、プロイセン人が46%、バイエルン人が9%を占め、残りは他のドイツの諸邦及びブルクセンブルク、スイスの出身者だった。

ドイツに対する住民の反発は、1872年10月に徴兵制が実施された時に顕著に現れた。この年の兵役義務者は3万3457人であったが、これに応じたのは7454人に過ぎなかった。兵役忌避者は国境を越えた迷亡した³⁾

兵役拒否問題よりさらに注目を集めたのは、国籍選択問題であった。フランクフルト講和条約はドイツ国民となることを望まないエルザス・ロートリンゲン住民が自発的にフランスへ出国することを認めていた。そしてこれは現にエルザス・ロートリンゲンに居住している住民だけではなく、フランス国内に住んでいるエルザス・ロートリンゲン出身者にも適用された。エルザス同盟はこれを事実上の住民投票の代わりにしようとして活発な宣伝活動を行った。

「直ちにフランス国籍を選択せよ。全員選択せよ。とりわけ追放を恐れている者は。ドイツはフランス国籍選択を理由に君たちを追放しようとしているのではない。暴力によって閉じ込めようとしているのだ。君たちの立場ははっきりしている。フランス国籍を選択せよ。そうでなければ、君たちは意に反してドイツ人にされてしまう。……これが最後の住民投票である。これにより抑圧者が全世界を前にして受ける恥辱は、我々の最初の復讐だ⁴⁾」

その際、「同盟」は郷土への愛着が強い住民感情を考慮して、実際には出国しなくても、フランスのどこかの市町村に架空の住民登録をすれば十分であるとして、フランス国籍の選択を呼びかけた。これに対応してドイツ当局は、1872年10月1日までに実際に住所が移動しなければ、フランス国籍選択は無効だとの立場を明らかにした。結果は次の通りである。人口約150万(1871年)のうち、16万0878人がフランス国籍を選択した。これに加えてフランス国内に居住する37万8777人がフランス国籍を選択し、全部で53万9655人のエルザス・ロートリンゲン人がフランスを選択したことになる。もちろん16万0878人のうち実際に出国したのは4万9926人であり、残りの者は無効とされた。この数は決して多いとは言えないが、フランスは53万9655人という数字を60万ないし80万のエルザス・ロートリンゲン住民がフランスを選択したとして、この後のフランスへの返還の宣伝の材料とすることができた⁶⁾

1874年1月1月に帝国憲法がエルザス・ロートリンゲンで施行され、2月1日、初めて帝国議会選挙が行われた。この選挙でエルザス同盟は従来のボイコット戦術を撤回し、選挙への参加を呼びかけた。この戦術変更は前年6月に実施された第1回県議会選挙(上下エルザスとロートリンゲンの3県)で対独協力派が全員当選していたためである。エルザス同盟は選挙への参加によって「抗議派」だけを当選させ、改めてドイツへ抗議の意志を表明しようとした。選挙の結果、割り当てられた15の議席は全員が「抗議派」で占められた。もちろんこの頃になると、「抗議」と言っても、併合そのものに対する抗議と、併合後の「独裁」に対する抗議の二つの意味があった。(1874年3月3日の帝国議会でのヴィンテラー Winterer 議員の演説)時とともに後者の比重が大きくなった。

1874年2月18日、エルザス・ロートリンゲン選出議員が初めて帝国議会に登院した。彼らを代表してツェーベルン Zabern 選出のトイチュ Teutsch が抗議の意志表示を行った。彼はフランス語で演説しようとしたが、それを禁止された。彼は次のような決議案を提出した。

「帝国議会は、フランクフルト講和条約によってその意志を問われることなくドイツ帝国に併合されたエルザス・ロートリンゲンの住民に、この併合について意志を表明する機会を与えることを決議する⁸⁾」

トイチュは激しいヤジ、笑い声、そして議長の制止にもめげず、決議案の説明という形で「文明国の権利の枠を越えた」ドイツによる併合に対する抗議声明を読み上げた。

「エルザス・ロートリンゲン人民の名において、私は権力の悪用に抗議する。……我々の同意なしに行われた併合は我々を精神的奴隷にするものである。……理性と普通の法の原則から見ても、そのような条約は無効である。精神と知性を持った市民は売り買いされる商品ではない。……我々の心は祖国フランスに向けられている。……(1871年2月1日の選挙で)我々を選んだ人々は、それによって祖国フランスへの共感と、

自分のことを自分で決める権利を表明しなかったのである。……我々と君たちの間の家族の絆は切れた。我々を真の家族であるフランスに帰すことを拒む限り、我々は君たちを兄弟とみなすことはできない……我々に正義を与えよ。そうすれば我々は過去3年の苦しみのすべてを忘れるだろう。そして君たちの高貴な精神を記憶に留めるだろう⁹⁾」

トイチュの演説の次に発言したのは、カトリック司教レース Raess だった。彼は突然次のような爆弾発言をした。

「我々、即ち私及び私と宗派を同じくする人々に関する不愉快な誤解を避けるために、良心の名において次の簡明な声明を出すことを義務とみなす。私の宗派のエルザス・ロートリンゲン人は、二つの大国の間で結ばれたフランクフルト講和条約を問題にしようとは考えていない。(ブラボー) 私がまず最初に述べたいのはこれである。(盛んな拍手)¹⁰⁾」

レースのこの発言はエルザス・ロートリンゲン選出議員にとっては正に寝耳に水だった。ロートリンゲン選出の議員プニェト Pougnet は1874年2月19日に述べた。

「この中でシュトラスブルク司教レース議員は、同じ宗派の人々の名において語っている。私はこの発言が本当に行われたかどうか疑問に思う。我々はこれを聞いていない。これが本当に行われたとするなら、司教は自己の名において発言しただけであり、決してエルザス・ロートリンゲンのカトリック議員の名においてではない¹¹⁾」

同じロートリンゲン選出の議員ジェルマン Germain も1874年2月27日の手紙で書いている。

「レース司教は抗議声明の文言もそれ自体も承認し、いささかの異議も唱えなかった。ただ、各人は自分の観点から問題を検討し、正当と思われる考えを主張する権利を持つ、但し、根本に愛国心の表明は絶対必要、と述べただけである。……2月15日にベルリンのレース司教の家で直ちに提出するために作成された決議案には15人の議員全員が署名した。筆頭者はレースだった。トイチュの次にエルザスの代表としてヴィンテラーが発言する予定だった。その後ドイツ語ができないロートリンゲン出身議員がエルザスの同僚の支持演説をフランス語で行う予定だった。レースは発言予定者でなかった。彼自身討論に加わりたとは一度も言わなかった。……このように彼の行動は全く弁明の余地がなく、いかなる声明によっても正当化されない¹²⁾」

このようにレースの発言がエルザス・ロートリンゲンの議員の同意なしに行われたのは間違いないが、レース自身の発言の動機については、ビスマルクを刺激しないよう求めたというフランス大統領マクマホン MacMahon の手紙によるものか、トイチュの発言によって予想されるドイツ政府のエルザスへの報復を避けるために既成事実を確認する声明を出すことを忠告したという中央党議員ヴィントホルスト Windhorst の働きかけによるものか諸説がある¹³⁾。しかし、いずれにしてもドイツ支配という現状を肯定するレースの発言は併合後3年を経過した1874年においてもエルザス・ロートリンゲンで拒否された。

1) 「同盟」は抗議派のスポークスマンとして併合後の数年間活発に活動した。主要な活動は宣伝ビラ・パンフレットの発行で、住民はドイツへの抵抗を呼びかけ、ドイツ当局に対して少しでも協力的な態度を示した者に対して激しい攻撃を加えた。会員数は自称40万であったが、実態はミュルハウゼンの市民20名に過ぎなかったという。しかしその影響力は大きく、ドイツ当局と住民の対立を深めるのに成功した。参照、*Das Elsass 1870—1932*, Band 1, S. 69 f.

2) *Ebenda*, S. 70 f.

3) *Ebenda*, S. 71.

4) *Ebenda*, S. 73.

5) この中には「スケーターズワルツ」「女学生」などのワルツ曲で知られる「パリのワルツ王」ワルトトイフェル Emile Waldteufel も含まれる。1837年シュトラスブルク生まれの彼は独仏戦争で志願兵としてフランスのために戦った。参照、P. Eck, "Emil Waldteufel. Zur 100. Wiederkehr seines Geburtstages am 9. Dezember", in: *Elsass-Land* (Strassburg), 17, 1937, S. 373—376.

6) *Ebenda*, S. 74. 地区毎のフランス国籍選択者数については、*Ebenda*, Band 4, S. 63.

7) 1874年から1918年までのエルザス選出帝国議会議員の名前・略歴の一覧は、*Ebenda*, S. 66—71.

- 8) *Ebenda*, Band 1, S. 65.
- 9) *Ebenda*, S. 65 f.
- 10) *Ebenda*, S. 66.
- 11) *Ebenda*, S. 67.
- 12) *Ebenda*, S. 68.
- 13) *Ebenda*, S. 66 f.

4. 州委員会の設置

ドイツ帝国内部での自治権を獲得しようという考えは、ドイツへの反感とフランスへの復帰への期待が強かった併合直後の数年のエルザス・ロートリンゲンではほとんど支持を得ることが出来なかった。もちろん、支配層の中にドイツ支配に適応しようとする動きが全くなかったわけではない。既に1870年秋のシュトラズブルク陥落の際に、市長キュス Küss は「もし我々エルザスがバーデン大公国のようなになったら、それはあらゆる点で素晴らしいことだ」と述べていた。¹⁾ ミュルハウゼンの資本家たちは、自己の経済的利益の防衛のために、1871年春からベルリンとの接触を始めた。そこでは「最大限に拡大された自治、帝国議会及び連邦参議院への代表権、フランス県議会より広範な権限を持つ地方議会」が要求された。²⁾ ミュンスター Münster の資本家で、ポルドーの抗議声明の署名者の一人であったハルトマン Hartmann は1871年6月、エルザス同盟の攻撃に対して次のように反論した。

「私は自分も署名した抗議から一步も後退しない。しかし、今はもはや法の名において征服の暴力的行動に抗議する時ではない。我々は一つの現実と直面している。我々はその中に引き入れられ、好むと好まざるとにかかわらず、その中で生きなければならない。……モリエールの言葉によれば、民衆はおいしいスープで生きるのだから、美しい言葉によってではない」³⁾

しかしこのような声は、併合直後においては抗議の声と反ドイツ感情の中で完全に消された。自治派は1870年代を通じてほんの少数派に留まった。彼らはほとんど例外なくプロテスタントであったことは注目すべきである。⁴⁾ ビスマルクとの協力により、段階的に自治を獲得しようとした。ビスマルクは「エルザスの弁護人」を自任するだけでなく、その反カトリック的「文化闘争」により自治派の好意を得た。ビスマルクとしても抗議派との対抗の上からも自治派の要求をある程度認めることを得策と考えた。併合後時間が経過するにつれ、一時の激越な感情が次第に収まり、現実に対する冷静な見方が徐々に強まってきたことも自治派に有利に働いた。

前述の如く、1873年6月の県議会選挙で抗議派はボイコットしたため、全員自治派が当選していた。3つの県議会は1874年1月以後、相次いで普通・直接選挙による州議会 Landtag と憲法を要求した。ビスマルクはこの要求に答え、1874年10月29日、皇帝の勅令により初めての議会として州委員会 Landesauschuß が設置された。

州委員会は間接選挙により3つの県議会の議員の中からそれぞれ10名ずつ計30名が選ばれて構成された。その権限はエルザス・ロートリンゲンの法律（州法）案が連邦参議院及び帝国議会の審議にかけられる前に、それについて意見を述べるができるというものであり、従って事実上の審議権が与えられた。しかし議決権は持たなかった。このように州委員会は議会としては不十分な権限しか持たなかったが、エルザス・ロートリンゲン住民、特にその指導層はこのささやかな議会に期待した。1875年6月の最初の会議で長老議長に選ばれたロートリンゲン出身のフリュール Flurer は、州委員会が自分たちの求めている自治への道を切り開くものと評価し、議長に選ばれた上エルザス出身のシュルンベルガー Schlumberger も、この議会が早い時期に議決権を持つ議会になることを望むと述べた。⁵⁾

この希望は1877年5月の改革で部分的に満たされた。帝国議会は州委員会に立法権の一部を付与する法案を可決した。この背景には直前に行われた帝国議会選挙の結果があった。この選挙で自治派は5つの選挙区で抗議派候補を破り、全部で15議席のうち1/3を占め（すべて下エルザス）、このことがドイツに好意的に受け取られた。この時期の自治派の指導者がシュネーガンス August Schneegans である。彼はビスマルクと良好な関係を持ち、エルザスの権利の拡大のためベルリンの諸政党に活発に働きかけた。

この改革により、エルザス・ロートリンゲンの州法は今後皇帝が連邦参議院と州委員会の同意を得て制定されることになった。帝国議会は例外的な場合のみ関与した。つまり帝国議会の位置に州委員会が来ることによって、州委員会は立法権の一翼を担うことになった。これにより州委員会は法的根拠を持つに至った。即ち、元来皇帝の勅令によって設置されたこの議会は、将来再び勅令によって廃止される可能性があったのであるが、1877年の改革により州委員会は毎年召集されるようになった。自治派の帝国議会議員は改革が更に前進することを期待して、改革法案に賛成投票した。抗議派はより広範な改革、即ち普通・直接選挙による州議会を主張した。⁶⁾

自治派の指導者シュネーガンスは、1877年の改革の後、1) 独自の憲法の制定、2) シュトラスブルク所在の州政府の設置、3) 連邦参議院の代表権を要求し、その具体的方策として、皇帝領土 Kaiserland 構想と呼ばれる皇帝との同君連合を提案した。即ち、皇帝はドイツ帝国に加盟している25の邦国 Land の委託を受けてエルザス・ロートリンゲンを統治しているのであるが、今後「エルザス・ロートリンゲン国家」の君主として統治させようというものであり、これによって他のドイツ諸邦と対等の立場に立とうという構想である。

この構想に、州委員会は賛成した。州知事メラールも賛成した。皇帝自身も決して否定的ではなかったと言われる。しかしビスマルクの反対によってあえなく挫折した。ビスマルクは皇帝との同君連合は結局プロイセンとの真の連合、つまり1871年に彼が反対したプロイセンへの併合になると考えた。

皇帝領土構想が挫折すると、シュネーガンスは次に皇太子をエルザス・ロートリンゲンの君主にするという「ドイツのドフィネ」構想を打ち出した。ビスマルクはこの案には賛成した。しかし今回は皇帝自身が反対した。皇帝によれば、⁷⁾ 皇太子はあくまでプロイセンの伝統と雰囲気の中で成長しなければならない、と。結局この案も挫折した。

エルザス・ロートリンゲンを独立の国家にするための苦肉の策もこうして失敗したが、シュネーガンスは尚もビスマルクとの友好関係に期待して協力を続けた。そして、ビスマルクの了解を得た上で1879年2月6日、帝国議会に新たな改革法案を提出した。それは最小限度の要求として、1) シュトラスブルクに州政府を設置する、2) 州委員会の権限を拡大する、3) 連邦参議院への補佐的代表権を獲得する、を掲げていた。このシュネーガンスの提案に基づき、1879年6月2日、「エルザス・ロートリンゲンの憲法と行政に関する法律」⁸⁾が帝国議会に提出された。それは6月23日可決され、7月4日に発効した。かくてエルザス・ロートリンゲンは「憲法」を持つに至ったが、抗議派とカトリックの議員は、改革後も州委員会が直接選挙によらないこと、「独裁条項」が新しい憲法にも採用されたことを理由に反対投票した。自治派は改革は段階的にしか行いえないと考えて賛成投票した。⁹⁾

1) *Das Elsass von 1870—1932*, Band 1, S. 105.

2) *Ebenda*, S. 106.

3) “Industriel Alsacien”, 1. 6. 1871, in; *ebenda*, Band 4, S. 286—290. [Dok. Nr. 8b]

4) エルザス・ロートリンゲンではカトリックが圧倒的に多い。1871年ではカトリック人口 120 万に対してプロテスタント人口は27.1万だった。Wehler, S. 147, Anm. 43.

5) *Das Elsass von 1870—1932*, Band 1, S. 110.

6) *Ebenda*, S. 110 f.

7) *Ebenda*, S. 112; Wehler, S. 151 f.

8) *Das Elsass von 1870—1932*, Band 4, S. 265—270. [Dok. Nr. 5]

9) *Ebenda*, Band 1, S. 112 f.

2. 1879年の「憲法」

1879年の憲法により、行政の二重状態が解消された。州知事制が廃止され、州知事と権限争いを起こしていたエルザス・ロートリンゲン庁（前述の如く、1877年1月1日にエルザス・ロートリンゲン局から格上げされていた）も同時に廃止された。それに代って皇帝に任命される総督 Statthalter が置かれ、その下に内閣 Ministerium が組織された。内閣は、一人の大臣 Staatssekretär と数名の次官 Unterstaatssekretär で構

成された。前者は首相に相当し、各省の長である後者は大臣に相当するので、以下首相、大臣と呼ぶ。総督以下全員が皇帝に任命され、また解任された。総督も内閣もシュトラスブルクに本部を置いた。

初代総督には陸軍元帥マントイフェル Edwin von Manteuffel が就任した。以下1918年までにホーエンローエ Clodwig zu Hohenlohe-Schillingsfürst (在任 1885—1894)、ランゲンブルク Hermanns von Hohenlohe-Langenburg (1894—1907)、ヴェーデル Carl Graf von Wedel (1907—1914)、ダルヴィツ Hans von Dallwitz (1914—1918. 10)、シュヴァンダー Rudolf Schwander (1918. 10—11) の計6名の総督が任命された。最後のシュヴァンダーが地元出身者である以外はすべてプロイセン人である。

総督の権限は広範囲に渡った。総督は、1) 政令を出し、2) 県議会、郡議会、市町村議会の召集・解散権を持ち、3) 聖職者の認証を行い、4) 恩赦を与える権利を持った。また、以前州知事が持っていた「独裁条項」に基づく権限を総督が引き継いだ。連邦参議院に3名の代表を送り、総督がこれを任命した。但し、この3名は審議権のみであり、議決権を持たなかった。

州委員会については、その権限が拡大された。これ以後州委員会は法律の発議権を持つに至った。また議員定数も従来の30名から58名に拡大された。県議会選出の30名が34名にふえ、人口1000人につき1人の選挙人が計20名の議員を市町村議会の中から選び、4大都市(シュトラスブルク、コルマル、メッツの3県都及びミュルハウゼン)の市議会から4名が選ばれた。選挙法は依然間接選挙であった。

一方、連邦参議院と帝国議会の立法権はそのまま残された。また、総督、首相、内閣は皇帝の信任に依拠し、皇帝にのみ責任を負った。従って、内閣制度が導入されたとしても、それは議会たる州委員会には責任を負わず、議院内閣制ではなかった。これはドイツ帝国、及びそれを構成するすべての邦国にもあてはまることであったが、州委員会には政府への質疑権さえなかった。

とはいえ、ともかくも外見上エルザス・ロートリンゲンは国家の体裁を得るに至った。それは審議権だけにせよ連邦参議院への代表権を持ち、州委員会は予算の事実上の議決権を得た。将来の自治的発展の可能性も与えられた。1879年の憲法は「自治への長いみちのりの上での重要な一歩であった」¹⁾

1879年7月23日にシュトラスブルクに着任したマントイフェルの施政方針は、州委員会に代表される地元の有力者・カトリック教会との協力を第一とするものであった。間接選挙で選ばれる州委員会は住民の代表者であったが、議員たちは自らの特権的地位に満足し、マントイフェルに好感を持った。彼らは、州委員会の民主化にはあまり関心を示さなかった。1879年から1900年に至るまで州委員会の側から憲法改正の提案は1882年に一度あったきりであることがそれを証明している。しかし円滑な統治を行うために有力者との協力を図ったことは、エルザス・ロートリンゲンの「ドイツ化」政策とは矛盾した。というのは、彼らは自らの支配的地位の維持のために表面上はマントイフェルと協力したが、心情的にはほとんど例外なくフランス支持であり、フランス語をしゃべり、フランス的生活様式を好んだ。ドイツ語を話す一般庶民、つまり農民や労働者の支持に依拠して「ドイツ化」を図るという発想はマントイフェル、そして彼の後を継いだホーエンローエ、ランゲンブルクの時代にも見られなかった。

エルザス・ロートリンゲンの住民は新しい体制にどう反応したか。ドイツ政府はこの改革を一種の「恩恵」とみなし、住民がドイツに対して友好的な態度を取ることを要求した。ドイツ政府との協力によって一歩一歩自治権を獲得しようとしていた自治派は新しい憲法を自治獲得への重要な前進とみなした。しかし住民の多数は依然自治派の主張に支持を与えていなかった。皮肉なことに、1879年の改革は住民に自治派に背を向けさせ、抗議派の勢力を増大させる結果になった。既に1878年の帝国議会選挙では、前年に5名を当選させた自治派は一人を除いて全員抗議派候補者に敗れていた。1880年代を通じて自治派は一人も当選させることができなかった。特にドイツへの復讐戦争を唱えてフランス国民の喝采を博していたブーランジェ Boulanger の時代(1886—1889年)には、エルザス・ロートリンゲン内でフランスへの期待が高まり、抗議派の活動は活発化した。1887年の帝国議会選挙では、ドイツ政府の猛烈な選挙干渉にもかかわらず、抗議派は15議席を独占した。各選挙区で抗議派候補者は自治派候補者の約3倍の得票をした。新聞『シュトラスブルガーポスト』Strassburger Post は1887年2月24日、選挙結果について次のように書いた。

「この地方は圧倒的多数の声で答えた。我々はドイツ人でない、我々はドイツ的なもの Deutschtum に抗議する、たとえ、戦争の危険を冒してでも、と。この行動は決して軽率で不用意なものでなく、慎重に結果

を意識しつつ行ったのである。……今度の選挙はフランスとドイツのどちらを選ぶかについての、真の正しい住民投票だった。選挙は、この地方でドイツ的なものが重大な危機に瀕していることを示した。²⁾

ビスマルクはこの選挙結果に激怒し、一時は併合直後の独裁制の復活と、彼自身反対していたプロイセンの併合さえ考えたという。結局、「懲罰」として、いくつかの反ドイツ的と見られる団体を禁止し、またフランスとの人的交流を制限するため 1888年5月22日、旅券携帯義務を課した³⁾(1900年に廃止)。住民の間で自治派の主張が定着し始めたのは1890年以降になってからである。

1) *Das Elsass von 1870—1932*, Band 1, S. 113.

2) *Ebenda*, S. 80.

3) *Wehler*, S. 161.